

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第13号

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市手数料条例（平成12年茅ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の20の項から23の項までを次のように改める。

<p>20 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する通知に対する審査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 15,000円(2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 28,000円(3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 43,000円(4) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 48,000円(5) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 55,000円(6) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 66,000円(7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 93,000円(8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 160,000円(9) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 2	<p>床面積の合計は、規則で定めるところにより算定する。</p>
---	--	----------------------------------

	<p>80,000円</p> <p>(10) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の建築物 370,000円</p> <p>(11) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の建築物 460,000円</p> <p>(12) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 900,000円</p>	
<p>21 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物（同法第7条の3第5項又は第7条の4第3項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を除く。）に関する完了検査又は同法第18条第21項の規定に基づく建築物（同条第30項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を除く。）に関する完了検査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定対象建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項若しくは第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない要確認特定建築行為又は同法第12条第2項若しくは第3項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない要通知特定建築行為に係る建築物をいう。以下この項及び22の項において同じ。）以外の建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 24,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 39,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 44,0</p>	<p>床面積の合計は、規則で定めるところにより算定する。</p>

	<p>00円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 53,000円</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 58,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 78,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 120,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 190,000円</p> <p>コ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の建築物 240,000円</p> <p>サ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の建築物 300,000円</p> <p>シ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 610,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定対象建築物 (1) に定める金額に、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 14,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる完了検査に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>(ア) 住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基</p>	
--	---	--

	<p style="text-align: right;">経済産業省 国土交通省</p> <p>準等を定める省令（平成28年国土交通省令第1号）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住宅部分（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅部分。以下この項において同じ。）の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する床面積をいう。以下この項において同じ。）の合計が300平方メートル未満の場合 21,000円</p> <p>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 35,000円</p> <p>c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 67,000円</p> <p>d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 100,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（工場等（同省令第10条第1号に規定する工場等をいう。145の項、148の項、153の項から155の項まで及び158の項において同じ。）の用途に供する部分を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 非住宅部分（増築又は改築をする場</p>	
--	---	--

	<p>合にあつては、当該増築又は改築をする非住宅部分。以下この項において同じ。)の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 19,000円</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 26,000円</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 38,000円</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 140,000円</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 180,000円</p> <p>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 220,000円</p>	
<p>22 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物(同法第7条の3第5項又は第7条の4第3項の中間検査合格証の交付を受けた建築物に限る。)に関する完了検査又は同法第18条第21項の規定に基づく建築物(同条第30項の中間検査合格証の交付を受けた建築物に限る。)に関する完了検査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定対象建築物以外の建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 23,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 29,000円</p>	<p>床面積の合計は、規則で定めるところにより算定する。</p>

	<p>0円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え 200平方メートル以内の建築物 38,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え 300平方メートル以内の建築物 42,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え 500平方メートル以内の建築物 49,000円</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内の建築物 55,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内の建築物 75,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の建築物 110,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の建築物 180,000円</p> <p>コ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え 30,000平方メートル以内の建築物 230,000円</p> <p>サ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内の建築物 290,000円</p> <p>シ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 600,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定対象建築物 (1) に定める金額に、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算</p>	
--	--	--

	<p>して得た金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 14,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる完了検査に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>(ア) 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住宅部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅部分。以下この項において同じ。）の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第3条に規定する床面積をいう。以下この項において同じ。）の合計が300平方メートル未満の場合 21,000円</p> <p>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 35,000円</p> <p>c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 67,000円</p> <p>d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 100,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 非住宅部分（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする非住宅部分。以下この項において同じ。）の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 19,000円</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300</p>	
--	--	--

	<p>平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 26,000円</p> <p>c 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 38,000円</p> <p>d 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円</p> <p>e 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 140,000円</p> <p>f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 180,000円</p> <p>g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 220,000円</p>	
<p>23 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査又は同法第18条第29項の規定に基づく建築物に関する中間検査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 24,000円</p> <p>(2) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 28,000円</p> <p>(3) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 37,000円</p> <p>(4) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 42,000円</p> <p>(5) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が300</p>	

	<p>平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 50,000円</p> <p>(6) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 52,000円</p> <p>(7) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 70,000円</p> <p>(8) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 100,000円</p> <p>(9) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 160,000円</p> <p>(10) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の建築物 210,000円</p> <p>(11) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の建築物 260,000円</p> <p>(12) 中間検査を伴う部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 530,000円</p>	
--	--	--

別表第1の135の項を次のように改める。

<p>135 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合の通知の申出があった場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 15,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 28,000円</p>	<p>床面積の合計は、規則で定めるところにより算定する。</p>
---	---	----------------------------------

<p>る法律第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>0円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 43,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 48,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 55,000円</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 66,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 93,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 160,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 280,000円</p> <p>コ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の建築物 370,000円</p> <p>サ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の建築物 460,000円</p> <p>シ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 900,000円</p> <p>(2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 (1)に定める金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金</p>	
---	--	--

	<p>額を加算して得た金額</p> <p>ア 昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。） 昇降機1基につき17,000円（小荷物専用昇降機にあつては、8,000円）</p> <p>イ 建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の設置の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき10,000円（小荷物専用昇降機にあつては、5,000円）</p>	
--	---	--

別表第1の138の項を次のように改める。

<p>138 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合における長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項まで（同法第8条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 136の項、137の項、140の項又は141の項に定める金額に、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 15,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 28,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 43,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 48,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 55,000円</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え</p>	<p>床面積の合計は、規則で定めるところにより算定する。</p>
--	---	----------------------------------

	<p>1,000平方メートル以内の建築物 66,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 93,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 160,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 280,000円</p> <p>コ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の建築物 370,000円</p> <p>サ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の建築物 460,000円</p> <p>シ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 900,000円</p> <p>(2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 (1)に定める金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額</p> <p>ア 昇降機を設置する場合 (イに掲げる場合を除く。) 昇降機1基につき17,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、8,000円)</p> <p>イ 建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の設置の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき10,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、5,000円)</p>	
--	--	--

別表第1の145の項から149の項までを次のように改める。

<p>145 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（146の項、148の項、149の項、155の項、156の項、158の項及び159の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたものを除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 25,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 28,000円</p> <p>(3) 一戸建ての住宅（(1)又は(2)に該当するものを除く。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 34,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 38,000円</p> <p>(4) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ</p>	
---	--	--

	<p>(2) に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 57,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 100,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 160,000円</p> <p>イ 住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 51,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 86,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 150,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 220,000円</p> <p>ウ 住宅部分 (ア又はイに該当するものを除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メ</p>	
--	---	--

	<p>一トール未満の場合 69,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 120,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 200,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 280,000円</p> <p>エ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)）又は建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件（令 経済産業省 和4年国土交通省告示第1号。148の項及 環境省 び152の項から154の項までにおいて「改正告示」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2)及び施行日以後認定申請建築物の非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の一次エネルギー消費量並びに住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する基準（令和4年国土交通省告示第1107号。148の項、152の項から155の項まで及び158の項において「増改築部分告示」という。）第1第1項第2号に適合するものとして申請されたも</p>	
--	--	--

	<p>のに限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 87,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 110,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 150,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 240,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 310,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 370,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 440,000円</p> <p>オ 非住宅部分 (エに該当するものを除く。)</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 230,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 290,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 370,000円</p>	
--	--	--

	<p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 530,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 650,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 770,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 870,000円</p>	
<p>146 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 4,700円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,400円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 20,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 45,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 81,000円</p> <p>イ 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方</p>	

	<p>メートル未満の場合 9,400円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 16,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 80,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 130,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 160,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 200,000円</p>	
<p>147 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合における都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定又は同法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 145の項、146の項、148の項又は149の項に定める金額に、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 15,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 28,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 43,0</p>	<p>床面積の合計は、規則で定めるところにより算定する。</p>

	<p>00円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え 300平方メートル以内の建築物 48,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え 500平方メートル以内の建築物 55,000円</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内の建築物 66,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内の建築物 93,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の建築物 160,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の建築物 280,000円</p> <p>コ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え 30,000平方メートル以内の建築物 370,000円</p> <p>サ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内の建築物 460,000円</p> <p>シ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 900,000円</p> <p>(2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 (1) に定める金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額</p> <p>ア 昇降機を設置する場合 (イに掲げる場合を除く。) 昇降機1基につき17,000円</p>	
--	--	--

	<p>(小荷物専用昇降機にあつては、8,000円)</p> <p>イ 建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の設置の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき10,000円(小荷物専用昇降機にあつては、5,000円)</p>	
<p>148 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(変更部分について同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 8,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 9,500円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 12,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 14,000円</p> <p>(3) 一戸建ての住宅((1)又は(2)に該当するものを除く。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p>	

	<p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の 一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(4) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた住宅部分（共用部分（住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。以下この項及び155の項において同じ。）の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項及び149の項において同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 16,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 28,500円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 50,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 80,000円</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 25,500円</p>	
--	---	--

	<p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 43,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 110,000円</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた住宅部分（ア又はイに該当するものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 34,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 60,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 100,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 140,000円</p> <p>エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)）又は改正告示附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2)及び増改築部分告示第1第1項第2号に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方</p>	
--	--	--

	<p>メートル未満の場合 43,500円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 55,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 120,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 155,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 185,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 220,000円</p> <p>オ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（エに該当するものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 115,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 145,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 185,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 265,000円</p>	
--	--	--

	<p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 325,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 385,000円</p> <p>(k) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 435,000円</p> <p>カ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 145の項(4)に定める金額(この場合において、同項(4)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。)</p>	
<p>149 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(変更部分について同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 2,350円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 4,700円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 10,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 22,500円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 40,500円</p>	

	<p>イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 4,700円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 8,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 13,500円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 40,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 65,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 80,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 100,000円</p> <p>ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 146の項(2) に定める金額 (この場合において、同項(2) 中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。)</p>	
--	---	--

別表第1の152の項から161の項までを次のように改める。

<p>152 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2))</p>	
--	---	--

<p>判定</p>	<p>及びロ(2)に適合するものとして計画されたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして計画されたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 25,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 28,000円</p> <p>(3) 一戸建ての住宅((1)又は(2)に該当するものを除く。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 34,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 38,000円</p> <p>(4) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる提出又は通知に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして計画されたものに限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メ</p>	
-----------	--	--

	<p>ートル未満の場合 33,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 57,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 100,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 160,000円</p> <p>イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして計画されたものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 51,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 86,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 150,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 220,000円</p> <p>ウ 住宅部分（ア及びイに該当するものを除く。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 69,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 120,000円</p>	
--	---	--

	<p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 200,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 280,000円</p> <p>エ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ又は改正告示附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び増改築部分告示第1第1項第2号に適合するものとして計画されたものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 87,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 110,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 150,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 240,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 310,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 370,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 440,000円</p>	
--	--	--

	<p>0円</p> <p>オ 非住宅部分（エ、カ又はキに該当するものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 230,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 290,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 370,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 530,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 650,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 770,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 870,000円</p> <p>0円</p> <p>カ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして計画された工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 19,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方</p>	
--	--	--

	<p>メートル以上1,000平方メートル未満の場合 26,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 38,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 95,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 140,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 180,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 220,000円</p> <p>キ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合するもの以外のものとして計画された工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 23,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 31,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 43,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル</p>	
--	---	--

	<p>未満の場合 100,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 150,000円</p> <p>(ロ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 190,000円</p> <p>(ハ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 230,000円</p>	
<p>153 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして計画されたものに限る。） 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 8,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 9,500円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして計画されたものに限る。） 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 12,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 14,000円</p> <p>(3) 一戸建ての住宅（(1)又は(2)に該当するものを除く。） 次に掲げる一戸建ての住宅の区</p>	

	<p>分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(4) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる提出又は通知に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして計画されたものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 16,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 28,500円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 50,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 80,000円</p> <p>イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして計画されたものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 25,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の</p>	
--	---	--

	<p>場合 43,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 110,000円</p> <p>ウ 住宅部分（ア又はイに該当するものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 34,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 60,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 100,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 140,000円</p> <p>エ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合には、同号ロ又は改正告示附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び増改築部分告示第1第1項第2号に適合するものとして計画されたものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 43,500円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満</p>	
--	--	--

	<p>の場合 55,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 120,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 155,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 185,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 220,000円</p> <p>オ 非住宅部分（エ、カ又はキに該当するものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 115,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 145,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 185,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 265,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 325,000円</p>	
--	--	--

	<p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 385,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 435,000円</p> <p>カ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして計画された工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,500円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 13,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 19,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 47,500円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 70,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 90,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 110,000円</p> <p>キ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基</p>	
--	---	--

	<p>準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合するもの以外のものとして計画された工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,500円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 15,500円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 21,500円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 50,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 95,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 115,000円</p>	
<p>154 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第2項に規定する軽微な変更当該旨の証明の申請に対する審査又は同法第12条第2項の規定に</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請され、又は求められたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	

<p>より建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第3項に規定する軽微な変更該当する旨の証明の求めに対する審査</p>	<p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 8,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の 一戸建ての住宅 9,500円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請され、又は求められたものに限る。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 12,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の 一戸建ての住宅 14,000円</p> <p>(3) 一戸建ての住宅（(1)又は(2)に該当するものを除く。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の 一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(4) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる申請又は求めに係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請され、又は求められたものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 16,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の</p>	
--	--	--

	<p>場合 28,500円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 50,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 80,000円</p> <p>イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請され、又は求められたものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 25,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 43,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 110,000円</p> <p>ウ 住宅部分（ア又はイに該当するものを除く。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 34,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 60,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 100,000円</p>	
--	---	--

	<p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 140,000円</p> <p>エ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ又は改正告示附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び増改築部分告示第1第1項第2号に適合するものとして申請され、又は求められたものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 43,500円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 55,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 120,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 155,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 185,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 220,000円</p> <p>オ 非住宅部分（エ、カ又はキに該当するもの</p>	
--	---	--

	<p>を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 115,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 145,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 185,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 265,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 325,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 385,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 435,000円</p> <p>カ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして申請され、又は求められた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,500円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満</p>	
--	--	--

	<p>の場合 13,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 19,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 47,500円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 70,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 90,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 110,000円</p> <p>キ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合するもの以外のものとして申請され、又は求められた工場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途のみに供するものに限る。）</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 11,500円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 15,500円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 21,500円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル</p>	
--	--	--

	<p>未満の場合 50,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(ロ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 95,000円</p> <p>(ハ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 115,000円</p>	
<p>155 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下この項、156の項、158の項及び159の項において「住宅性能評価書」という。）が交付された住宅に係るものを除く。）の認定の申請に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)（同省令附則第3条第2項の規定が適用される場合にあつては、同号ロ(2)）に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。） 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 25,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 28,000円</p>	

	<p>(3) 一戸建ての住宅（(1) 又は(2) に該当するものを除く。） 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 34,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 38,000円</p> <p>(4) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分（共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項、156の項、158の項及び159の項において同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2) 及びロ(2)（同省令附則第3条第2項の規定が適用される場合にあつては、同号ロ(2)）に適合するものとして申請されたものに限る。）</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 33,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 57,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 100,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 160,000円</p> <p>イ 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1) 及びロ(2) 又は同号イ(2) 及びロ(1) に適合するも</p>	
--	---	--

	<p>のとして申請された建築物に係るものに限る。 。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 51,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 86,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 150,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 220,000円</p> <p>ウ 住宅部分 (ア又はイに該当するものを除く。 。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 69,000円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 120,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 200,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 280,000円</p> <p>エ 非住宅部分 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) (非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同省令附則第2条第2項の規定が適用される場合にあつては、同号ロ(2)) 又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令 (令和4年</p>	
--	--	--

	<p>経済産業省 国土交通省令第1号。158の項において「改正省令」という。) 附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2) 及び増改築部分告示第1第1項第2号に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 87,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 110,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 150,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 240,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 310,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 370,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 440,000円</p> <p>オ 非住宅部分 (エに該当するものを除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方</p>	
--	---	--

	<p>メートル未満の場合 230,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 290,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 370,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 530,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 650,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 770,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 870,000円</p> <p>(5) 2以上の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。156の項、158の項及び159の項において同じ。）</p> <p>当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物 (1)、(2) 又は(3) に定める金額</p> <p>イ 他の建築物 (ウに掲げるものを除く。)</p> <p>(1)、(2) 又は(3) に定める金額</p> <p>ウ 他の建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あ</p>	
--	---	--

	<p>らかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。) 156の項(1)、(2)又は(3)に定める金額</p>	
<p>156 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。)</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 4,700円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,400円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 20,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 45,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 81,000円</p> <p>イ 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,400円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 16,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 27,000円</p>	

	<p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 80,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 130,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 160,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 200,000円</p> <p>(3) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物 (1) 又は(2) に定める金額</p> <p>イ 他の建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。) 155の項(1)、(2) 又は(3) に定める金額</p> <p>ウ 他の建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。) (1) 又は(2) に定める金額</p>	
157 建築物のエネルギー消費性能	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定め	床面積の合

<p>の向上等に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合における建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は同法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>る金額</p> <p>(1) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 155の項、156の項、158の項又は159の項に定める金額に、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額</p> <p>ア 床面積の合計が30平方メートル以内の建築物 15,000円</p> <p>イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の建築物 28,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の建築物 43,000円</p> <p>エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内の建築物 48,000円</p> <p>オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内の建築物 55,000円</p> <p>カ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 66,000円</p> <p>キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 93,000円</p> <p>ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 160,000円</p> <p>ケ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 280,000円</p> <p>コ 床面積の合計が10,000平方メートル</p>	<p>計は、規則で定めるところにより計算する。</p>
---	--	-----------------------------

	<p>を越え30,000平方メートル以内の建築物 370,000円</p> <p>サ 床面積の合計が30,000平方メートルを越え50,000平方メートル以内の建築物 460,000円</p> <p>シ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える建築物 900,000円</p> <p>(2) 建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 (1) に定める金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加算して得た金額</p> <p>ア 昇降機を設置する場合 (イに掲げる場合を除く。) 昇降機1基につき17,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、8,000円)</p> <p>イ 建築基準法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた昇降機の設置の計画を変更して昇降機を設置する場合 昇降機1基につき10,000円 (小荷物専用昇降機にあつては、5,000円)</p>	
<p>158 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更 (変更部分について同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。) の認定の申請に対する審査 (同法第31条第2項において準用する同法第30条</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2) (同省令附則第3条第2項の規定が適用される場合にあつては、同号ロ(2)) に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 8,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 9,500円</p>	

<p>第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。)</p>	<p>(2) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 12,500円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 14,000円</p> <p>(3) 一戸建ての住宅（(1)又は(2)に該当するものを除く。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(4) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる申請に係る建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)（同省令附則第3条第2項の規定が適用される場合にあつては、同号ロ(2)）に適合するものとして申請されたものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 16,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 28,500円</p>	
--	---	--

	<p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 50,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 80,000円</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合するものとして申請されたものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 25,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 43,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 110,000円</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた住宅部分（アに該当するものを除く。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 34,500円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 60,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 100,000円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方</p>	
--	--	--

	<p>方メートル以上の場合 140,000円</p> <p>エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同省令附則第2条第2項の規定が適用される場合にあつては、同号ロ(2)）又は改正省令附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2)及び増改築部分告示第1第1項第2号に適合するものとして申請されたものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 43,500円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 55,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 75,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 120,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 155,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 185,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 220,000円</p>	
--	---	--

	<p>オ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（エに該当するものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 115,000円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 145,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 185,000円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 265,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 325,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 385,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 435,000円</p> <p>カ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 155の項(3) に定める金額（この場合において、同項(3) 中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。）</p> <p>(5) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (1)、(2) 又</p>	
--	--	--

	<p>は(3) に定める金額</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（ウに掲げるものを除く。） (1)、(2) 又は(3) に定める金額</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。） 159の項(1) 又は(2) に定める金額</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。） 155の項(1)、(2) 又は(3) に定める金額</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。） 156の項(1) 又は(2) に定める金額</p>	
<p>159 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 2,350円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる申</p>	

<p>について同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査(同法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。)</p>	<p>請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 既に計画の認定を受けた建築物の住宅部分次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 4,700円</p> <p>(イ) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 10,000円</p> <p>(ウ) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 22,500円</p> <p>(エ) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 40,500円</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた建築物の非住宅部分次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合 4,700円</p> <p>(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 8,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 13,500円</p> <p>(エ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 40,000円</p> <p>(オ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 65,000円</p> <p>(カ) 非住宅部分の床面積の合計が10,00</p>	
--	--	--

	<p>0平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 80,000円</p> <p>(キ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 100,000円</p> <p>ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 156の項(2)に定める金額(この場合において、同項(2)中「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。)</p> <p>(3) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの(1)又は(2)に定める金額</p> <p>イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。) 158の項(1)、(2)又は(3)に定める金額</p> <p>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。) (1)又は(2)に定める金額</p> <p>エ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合してい</p>	
--	---	--

	<p>ることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。) 155の項(1)、(2)又は(3)に定める金額</p> <p>オ 新たに計画に追加する建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。) 156の項(1)又は(2)に定める金額</p>	
160 削除		
161 削除		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の20の項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査について適用し、施行日前にされたこれらの規定に基づく申請又は通知に対する審査については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の21の項から23の項までの規定は、施行日以後にされた建築基準法第7条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)若しくは第7条の3第1項の規定による申請又は同法第18条第20項の規定による通知に対する検査について適用し、施行日前にされたこれらの規定に基づく申請又は通知に対する検査については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第1の135の項の規定は、施行日以後にされた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申請に対する審査につい

て適用し、施行日前にされた同項の規定に基づく申請に対する審査については、なお従前の例による。

- 5 改正後の別表第1の138の項の規定は、施行日以後にされた長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項まで（同法第8条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく申請に対する審査について適用し、施行日前にされたこれらの規定に基づく申請に対する審査については、なお従前の例による。
- 6 改正後の別表第1の145の項から149の項までの規定は、施行日以後にされた都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項及び第55条第1項の規定に基づく申請に対する審査について適用し、施行日前にされたこれらの申請に対する審査については、なお従前の例による。
- 7 改正後の別表第1の152の項及び153の項の規定は、施行日以後にされた脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第2条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「新建築物省エネ法」という。）第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は新建築物省エネ法第12条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定（新建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。）について適用し、施行日前にされた脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「旧建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は旧建築物省エネ法第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定（旧建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。）については、なお従前の例による。
- 8 改正後の別表第1の154の項の規定は、施行日以後にされた新建築物省エネ法第11条第1項若しくは旧建築物省エネ法第12条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が新建築物省エネ法第11条第2項に規定する軽微な変更該当する旨の証明の申請又は新建築物省エネ法第12条第2項若しくは旧建築物省エネ法第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が新建築物

省エネ法第12条第3項に規定する軽微な変更該当する旨の証明の求めに対する審査について適用し、施行日前にされた旧建築物省エネ法第12条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第2項に規定する軽微な変更該当する旨の証明の申請又は旧建築物省エネ法第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同条第3項に規定する軽微な変更該当する旨の証明の求めに対する審査については、なお従前の例による。

- 9 改正後の別表第1の155の項から159の項までの規定は、施行日以後にされた新建築物省エネ法第29条第1項及び第31条第1項の規定に基づく申請に対する審査について適用し、施行日前にされた旧建築物省エネ法第34条第1項及び第36条第1項の規定に基づく申請に対する審査については、なお従前の例による。